

## 令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人親誠会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和元年12月20日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・法改正に伴う手続及び運営方法について、不備が見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。
- ・前回の指摘事項と同様の指摘事項があるので、早急に改善すること。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員会議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。</p> <p>については、評議員会議事録の作成について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。</p> <p>(法第45条の11、規則第2条の15)</p>	<p>今後は、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載し、適正な書類整備に努める。</p>
2	<p>評議員について、現在の任期において一度も評議員会へ出席していない評議員が複数見られた。</p> <p>については、評議員会の役割の重要性に鑑みれば、実際に評議員会に参加できない者は名目的、慣例的に選任されたとみなされ不相当であるので、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、評議員の改選について検討すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(審査基準第3の1(3))</p>	<p>事務局による日程調整が不十分であったため、今後は適正な運営に努める。</p>
3	<p>監事について、理事会を2回以上続けて欠席している者が見られた。</p> <p>については、監事の役割の重要性に鑑みれば、実際に理事会に参加できない者は名目的、慣例的に選任されたとみなされ不相当であるので、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、監事の改選について検討すること。</p> <p>(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで)</p>	<p>事務局による日程調整が不十分であったため、今後は適正な運営に努める。</p>

4	<p>理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、報告していなかった。</p> <p>については、定款第17条第3項の規定に基づき、理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (法第45条の16第3項、定款第17条第3項)</p>	<p>今後は、報告事項を議事録にもれなく記載する。</p>
5	<p>定款第24条において、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告すると規定しているが、日常の業務について定めていないにもかかわらず、理事長が専決しているものが見受けられた。</p> <p>については、理事会の権限の理事への委任は、理事会で定める規程あるいは個別の決議によって行うことができ、法令上、必ずしも規程によらなければならないわけではないが、権限の明確化のため、規程等で定めることが望ましいことから、専決規程等を定めること。 (定款第24条)</p>	<p>令和2年3月26日開催予定の理事会において理事長専決規程について承認予定である。</p>
6	<p>評議員の報酬等に関する規程及び役員等の報酬等に関する規程が平成29年4月1日から施行と遡って適用する規程となっていたが、評議員会の決議の日から有効となるものである。</p> <p>については、評議員会の決議の日以降の適用とするよう評議員会の承認を得て改正すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (法第45条の35、定款第10条)</p>	<p>令和2年3月13日開催の評議員会において承認を受け、令和2年3月14日施行とした。</p>
7	<p>事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書に本部拠点区分からケアハウスひまわり昭和町賃貸拠点区分及びけあホームひまわり拠点区分への</p>	<p>指摘の書類について訂正した。今後は、適正な書類整備に努める。</p>

	<p>事業区分間貸付金が記載されていなかった。 については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。 (運用上の取扱い25(1))</p>	
--	---	--